

別表第 1 (第 5 条関係)

項目	会派に係る政務活動費の使途基準
調査研究費	会派が行う町の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研修費	会派が行う研修会及び講習会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会及び講習会等への所属議員の参加に要する経費（会場費、機材借上費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）
会議費	会派における各種会議に要する経費（会場費、機材借上費、資料印刷費等）
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費、原稿料等）
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費（事務用品費、物品購入費、通信費等）

備考 () 内は、例示である。

別表第 2 (第 5 条関係)

項目	議員に係る政務活動費の使途基準
調査研究費	議員が行う町の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研修費	団体等が開催する研修会及び講習会等への議員の参加に要する経費（会費、交通費、宿泊費等）
会議費	議員が行う町政に関する住民の要望及び意見等を聴取するための各種会議に要する経費（会場費、機材借上費、交通費、資料印刷費等）
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費、原稿料等）
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費（事務用品費、物品購入費、通信費等）